

## 素案からの主な修正箇所

	項目	項目	変更内容
1	P 4	修正 SDGsの目標の説明の修正	目標4 目標5 「包括的」を「包摂的」に修正
2	P 6 P 8 P 10	更新 総務省「令和2年国勢調査確定値」に基づく更新（令和3年11月30日公表）	【人口】 ・ P 6 図表 1 ・ P 8 図表 7、8、10を更新。図表 8、10の説明にかかる記述 【世帯構成】 ・ P 10 図表13、14、15 図表15の（注1）～（注4）
3	P 6 P 7 P 9	更新 2021年人口移動調査の結果に基づく更新	【人口】 ・ P 6 図表 2 ・ P 7 図表 3、4、図表 4の説明にかかる記述 ・ P 9 図表11
4	P 7	更新 法務省「在留外国人統計」に基づく更新（令和3年12月10日公表）	【人口】 ・ P 7 図表 6
5	P 13	追加 図表23の説明の追加（意見3-4の反映）	【②職場における女性の登用】 図表23の「仕事と家庭の両立が困難」にかかる説明
6	P 14	追加 図表25とその説明の追加	【③仕事と子育て等の両立支援】 図表25とその説明にかかる記述
7	P 18、19 P 39	更新 図表32、33の更新	【③仕事と子育て等の両立支援】 ・ P 18、19 図表32、33 P 39 参考指標16、17
8	P 21、22 P 25、26 P 27 P 39～41 P 42	更新 内閣府「令和3年度地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の進捗状況」に基づく更新（令和3年12月2日公表）	【（1）政策・方針決定過程における男女共同参画】 ②行政分野 ○審議会等（都道府県・市区町村）に占める女性の割合 ・ P 21 説明文 ・ P 22 図表35 参考指標 5、6 ・ P 39 参考指標29 ○職員（都道府県・市区町村）の各役職段階に占める女性の割合 ・ P 21 図表35 参考指標 8、9 ・ P 40 参考指標30、31  【（3）地域・農村漁村における男女共同参画の推進】 ①自治会長、公民館、PTA ○自治会役員に占める女性の割合 ・ P 25、26 図表40 参考指標 1 ・ P 41 参考指標45  【（4）防災における男女共同参画】 ○防災会議委員に占める女性の割合】 ・ P 27 図表41 参考指標 1、2、3 ・ P 42 参考指標50、51
9	P 21、22 P 40	更新 「令和2年度公立学校教職員の人事行政状況調査」に基づく更新（令和3年12月21日公表）	【（1）政策・方針決定過程における男女共同参画の推進】 ③教育分野 ○公立学校における女性管理職の割合 ・ P 21 説明文 ・ P 22 図表35 参考指標10、11 ・ P 40 参考指標32
10	P 24、25	追加 図表39とその説明の追加（意見4-1の反映）	【（2）社会全体における意識】 ○固定的な性別役割分担意識に否定的な人の割合の推移
11	P 25、26 P 41	追加 自治会副会長及びPTA副会長に占める女性の割合の数値と説明の追加（意見3-11の反映）	【（3）地域・農村漁村における男女共同参画の推進】 ①自治会長、公民館、PTA ○自治会役員に占める女性の割合 ・ P 25、26 図表40 参考指標 1 自治会副会長の説明 ・ P 41 参考指標45 ○PTA役員に占める女性の割合 ・ P 25、26 図表40 参考指標 3 PTA副会長の説明 ・ P 41 参考指標47
12	P 26 P 36	更新 農林水産省「令和3年度家族経営協定締結に関する実態調査」に基づく更新（令和3年11月30日公表）	【（3）地域・農村漁村における男女共同参画の推進】 ②農林水産業 ○家族経営協定 ・ P 26 図表40 参考指標 8 参考指標 8の説明 ・ P 36 数値目標14 直近値

	項目	項目	変更内容
13	P31	追加 「様々な困難を抱える女性」の項目を追加	【(7)誰もが安心して暮らせる環境の整備をめぐる現状と課題】 「②様々な困難を抱える女性」の項目と説明を追加
14	P34	修正 基本目標Ⅲの説明の修正	基本目標Ⅲ 説明 「すべての暴力」を「男女間におけるあらゆる暴力」に修正
15	P36	修正 数値目標1の目標値の修正	【4 数値目標】 ・ P36 数値目標1 目標値 島根創生計画のKPI改訂に合わせて修正 修正前：275 ⇒ 修正後：265
16	P36 P43	更新 島根県「令和3年度県政世論調査」に基づく更新（令和4年1月13日公表）	【4 数値目標】 ・ P35 数値目標5 直近値 数値目標11 直近値 ・ P43 参考指標61 最新値島根県
17	P36	追加 数値目標7の追加 （意見3-8の反映）	【4 数値目標】 ・ P36 数値目標7（女性が働き続けやすいと感じる女性の割合）
18	P37	修正 数値目標17の表現修正	【4 数値目標】 ・ P37 数値目標17の項目 「DVに関する予防教育を実施している学校の割合」を「学校におけるデートDV等に関する予防教育の実施率」に表現修正（島根創生計画のKPIの項目名と合致するように修正）
19	P37	修正 数値目標23の表現修正 （意見1-9、5-1の反映）	【4 数値目標】 ・ P37 数値目標23の項目 「就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合」を「県が実施する就業支援により就職に結びついたひとり親世帯の割合」に表現修正
20	P37	追加 数値目標23の目標値に関する脚注の追加 （意見1-10、5-1の反映）	【4 数値目標】 ・ P37 数値目標23の目標値に関する脚注の追加
21	P44	追加 取組5の追加	【重点目標1 あらゆる分野で活躍促進】 取組5 子育てなど時間に制約がある女性で、非正規から正規職員を目指す方を対象に、参加しやすく、必要なスキルを学ぶことのできる、就労体験付き講習会を実施します。 また、就労支援情報をまとめたガイドブックを作成します。（女性活躍推進課）
22	P45	修正 取組8の修正 （意見4-3の反映）	【重点目標1 あらゆる分野で活躍促進】 取組8 女性医師や看護職員の離職防止や復職支援などを行う「えんネット（島根大学医学部地域医療支援学講座）」や「ナースセンター（島根県看護協会内）」などと連携し、女性医師や看護職員が安心して就業できる環境づくりに取り組みます。また、介護職場へ就業を希望する未就業の女性などの資格取得を支援します。
23	P50	追加 取組53の追加 （意見1-5、6-2の反映）	【重点目標3 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進】 取組53 女性の政治分野への参画の重要性、意義についての理解促進を図るため、セミナーなどの開催による啓発を行います。（女性活躍推進課）
24	P51	修正 取組55の修正 （意見3-12の反映）	【重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革】 取組55 県立男女共同参画センター「あすてらす」をはじめ県内各地において、（公財）しまね女性センターと連携し、男女共同参画の理解促進に向けた研修を開催します。（女性活躍推進課）
25	P51	修正 取組60の修正 （意見6-3～6-6の反映）	【重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革】 取組60 公的機関として、男女共同参画の視点に立った情報発信を行うため、「公的広報の手引き」を改訂します。また、県の広報誌やホームページなどは、男女共同参画の視点を踏まえて作成します。（女性活躍推進課、広聴広報課）
26	P52	修正 取組63の修正 （意見3-13の反映）	【重点目標4 地域における慣行の見直しと意識の改革】 取組63 県立男女共同参画センター「あすてらす」の「情報ライブラリー」に書籍や映像資料を収集し、来館者へ貸出等を行うことで、広く県民に情報提供を行います。（女性活躍推進課）
27	P56	修正 取組89の修正 （意見3-12の反映）	【重点目標7 防災対策における男女共同参画の推進】 取組89 男女共同参画の視点を取り入れた防災講座を、市町村、男女共同参画サポーター及び（公財）しまね女性センターと連携して実施します。（女性活躍推進課）
28	P56	修正 取組91の修正 （意見3-15の反映）	【重点目標7 防災対策における男女共同参画の推進】 取組91 男女共同参画の視点から、平常時及び災害時における男女共同参画担当部局及び（公財）しまね女性センターの防災にかかる役割の明確化を図り、その取組を推進します。（女性活躍推進課）
29	P61	修正 重点目標9(1)の説明の修正	【重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進】 「また、身体や精神の健康をむしばむ薬物の乱用防止に取り組みます。」を「また、心身に悪影響を及ぼす薬物乱用の防止に取り組みます。」に修正

	項目	項目	変更内容
30	P 62	修正 取組132の修正	【重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進】 取組132 不妊や不育に悩む方、これから子どもを望む方への支援として、妊娠・出産に関する相談体制の充実を図るとともに、不妊治療等については費用の助成による経済的負担の軽減を行います。（健康推進課）
31	P 62	追加 取組133の追加 （意見1-8の反映）	【重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進】 取組133 安心して不妊治療を受けられるよう、こころカンパニーの認定の仕組みを活用して、不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業を支援します。（女性活躍推進課）
32	P 64	追加 取組147の追加	【重点目標10 誰もが安心して暮らせる環境の整備】 取組147 困難や不安を抱える女性に寄り添った支援を行うため、各市町村における相談窓口の周知や相談員の資質向上、民間団体等を含む関係機関との連携による対応力の向上を図ります。（青少年家庭課）
33	P 65	修正 取組157の修正	【重点目標10 誰もが安心して暮らせる環境の整備】 取組157 高齢者等の消費者被害の未然防止や救済を図るため、消費者安全法に基づき市町村において地域の様々な関係者が連携して見守り活動を行う「消費者安全確保地域協議会（地域見守りネットワーク）」の構築を支援します。また、高齢者が悪質商法 や特殊詐欺 被害に遭わないよう、地域一体となった被害防止活動に取り組みます。（環境生活総務課、生活安全企画課）